

一般社団法人日本造血細胞移植学会国際委員会規約

第1条 (名称)

本委員会は、一般社団法人日本造血細胞移植学会国際委員会と称する。

第2条 (事務局)

本委員会の事務局は、一般社団法人日本造血細胞移植学会事務局に置く。

第3条 (目的)

本委員会は、造血幹細胞移植に関連する海外組織（付表1）との連携・協調に関する活動を主導することにより、わが国の造血幹細胞移植医療の国際化を推進することを目的とする。

第4条 (事業)

本委員会の目的を達成するため造血細胞移植の国際貢献推進に関する次の事業を行う。

- 1) 日本造血細胞移植学会および学術集会の国際化に関する事項。
- 2) 海外への日本造血細胞移植学会の活動などの学会員への情報発信。
- 3) 海外の移植関連学術集会などの情報提供。
- 4) 学会員の海外学術集会への参加・発表等の国際相互交流の推進。
- 5) 海外の造血細胞移植/細胞治療の動向、法規制やガイドライン等の情報収集と学会員への情報提供。
- 6) 国際共同臨床試験の支援。
- 7) 国際的に活躍できる学会員の育成。
- 8) その他

第5条 (委員)

本委員会の委員は、造血幹細胞移植領域の国際的活動に豊富な経験のある10名程度の理事、評議員及び学会員から構成される。その任期は2年とし再任を妨げないが、その都度社員総会の承認を得る。

第6条 (委員の選出)

委員は理事会で選出し、社員総会で承認を得る。委員の改選は半数ずつ行う。

第7条 (委員長を選出)

委員長は理事が担当し、理事会で指名される。任期は2年とし再任を妨げない。

第8条 (規約の変更)

本委員会の規約は、本委員会により変更することができるが、理事会及び社員総会の承認を要する。

付表1：ここでのいう海外組織とは以下の海外組織（international partners）等をさす。

Asia-Pacific Blood and Marrow Transplantation Group (APBMT)

American Society of Blood and Marrow Transplantation (ASBMT)

Center for International Blood and Marrow Transplantation Research (CIBMTR)

European Group for Blood and Marrow Transplantation (EBMT)

Korean Society of Blood and marrow Transplantation (KSBMT)

Worldwide Network for Blood and Marrow Transplantation (WBMT)

付則

平成 2 5 年 3 月 9 日施行